

憲法講演会報告

自民党の安倍極右政権は、参議院選挙がおわるまで静かにしているだろうという おおかたの予想に反して、異常と思えるほどのハイ状態でしゃべりまくり、あちこち飛び歩き、人気取りをおこない、なんとかして有利な状態で参議院選挙にもちこもうと必死になっています。私たちもこの動きにたいして、7月の選挙そして、それ以降を見据えて、反応しようとして憲法の学習会をおこなってきました。

まずは、4月14日に高田健さん（許すな憲法改悪・市民連絡会事務局）に、「安倍政権のめざす改憲の道」と題して、5月18日に飯島滋明さん（名古屋学院大学）に「ヤバイぞ「自民党改憲草案」・社会は暮らしてこう変わる」と題した講演をおこなっていただきました。

以下お二人の講演要旨を紹介します。
（個人の責任で編集しました。）

高田健さんのお話し

改憲の道は二つの方向で進められていて、一つは解釈改憲、もう一つは条文改憲。

安倍首相は首相になると、安保法制懇を再開して、集団的自衛権の問題で、1、自衛艦と米艦が航行しているとき、米艦が攻撃されたら、反撃できるか、2、米国にむけられた弾道ミサイルを撃つことがで

きるか、3、ガム、テニアンなどの米基地が攻撃されたとき反撃できるかなどの検討をおこなっています。

そしてこの安保法制懇に答申をださせて、国家安全保障基本法を作るということを考えています。これまで内閣法制局は「集団的自衛権は権利としてはもっているが、日本国憲法のもとでは行使できない」としてきたので、この法律は閣法では無く議員立法で立法化しようというところまで検討されている。

この国家安全保障基本法は事実上の改憲である。中味は、1、集団的自衛権が行使できる、2、国家秘密保護法をつくる、3、防衛を国民の義務とする、4、そのための法制整備、つまり基本法なので個別法の上位にたつ、5、米国にたいする攻撃があったとき集団的自衛権を行使する、イラク、アフガニスタンのような事態には参戦する、というようなものです。

条文改憲の道は、改正要件を緩和するために、96条改憲ということを行っている。その根拠を「3分の2の議員の賛成というのはおかしい、民主主義は2分の1である」、これはおしつけ憲法のおかしなところで、民主主義をとりもどさなければならぬ。そして、国民が改憲の経験を積み重ねなければならぬ、としています。しかし、これは9条に狙いをさだめたものであるのはあきらかです。参議院選挙のあと、96条改憲の話がでて、秋の臨時国会で提出、そして国民投票という流れになるのではないかと。

高田さんは先の衆議院選挙の結果を、自民党も大きく得票数をおとしているので、自民党と民主党の



まけくらべ、と表して国民の支持、とりわけ憲法と原発の問題では、賛意は得られていないとされています。また前回2006年、安倍さんが政権をほうりだしたときの原因は、世論が改憲の方になかったこと、対米関係がうまくいかなかったことが一つの要因でした。そして、今回も、2月22日の安倍首相の訪米のとき、共同記者会見が開かれていない。米は中国との関係を悪化させたくないという気持ちがあり、その上安倍さんの軍隊慰安婦などの発言は歴史修正主義の匂いがする、ということ、オバマさんは好意的には見ていないということがうかがわれます。

いずれにしても参議院選挙は自民、維新、みんなの党で3分の2をめざしてくる、これをなんとかして止めていく市民運動の動きが必要とされました。体調がすぐれないにもかかわらず、熱心にお話ししていただきました。ありがとうございました。

飯島滋明さんのお話し

自民党の改憲草案は 1、生存権の侵害、2、海外で戦争をできる国へと変える、3、基本的人権の尊重、平和主義、立憲主義などの基本原理をなげすてるなど特徴つけられる。

「家族はお互いたすけあわなければならない」といい、現在でも医療費、生活保護費、社会保障費をけずられているが、これを恒常化させ、生存権を侵害し、国の責任を放棄しようとしている。

また国防軍の創設を言い、その任務は自衛権の発動(集団的自衛権をふくむ)、また海外邦人の保護を言い、海外での戦争できる国へと変貌させようとしている。また非常事態条項をいれることにより、国民弾圧に道をひらいている。兵器の装備は現在専守防衛の縛りがあり、空母、爆撃機の装備は建前上もでないが、それがはずされることになる。また、戦争は軍人だけではできないので、民間人(医師、看護師、運送業土木など)の戦争協力義務をもうけようとしている。戦争反対の声をおさえ、「国につくすことは尊い」というマインドコントロールのため教育への介入をし、靖国も利用する。防衛秘密の漏洩には罰則をもうけ軍法会議で裁くとなる。

個人の権利と自由を守るために国を縛るという立憲主義を放棄する。天皇を元首として「いただく」国家とし、国民ではなく国が主人公で、国民はこの「憲法」を尊重しなければならず、罰則ももうけら

れる。

96条の改憲要件の変更は、9条改憲に道をひらくということだけが問題ではなく、権力者が国民投票をかけるときはどういふときなのか、とんでもない事態となつてしまふ。個人の権利・自由を守るゆえに最高法規なのであり、硬性憲法なのである、欧米と比較してもとくに改憲要件はきついわけではない。

最後に飯島さんは、橋本さん、石原さんはカッコよく見えるかもしれないけれど、ヒトラーもカッコよく見えたのである(飯島さんは、安倍政権は海外では「ナシヨナリスト」とされているフランスの「ルモンド」紙の記事を紹介されました)、と注意を喚起し、一緒にがんばりましょう、と結ばれた。ともすれば難しい、憲法の話しを、新聞記事などを紹介しながらわかりやすく話していただきました。ありがとうございました。ありがとうございました。憲法の話しをどういふやりかたで、一般の人にひろげられるかが、私の問題意識とされていました。(八木)

された。6月24日には大阪平和人権センターが大坂府庁舎に向けたデモを呼びかけている。

大阪ではこれまで、橋下・松井・維新の会による教育や公務員労働者への攻撃、福祉切り捨てに對して運動の側は、従来の枠を徐々にであれ取り払いながら反対運動を進めてきた。連合、全労協、全労連等の傘下組合、独立組合が連合した労働組合の闘い、法曹団体の共闘、「日の丸・君が代」強制と処分に対する教育労働者や市民の闘い、入れ墨問題での闘いなどが取り組まれてきた。福祉・公共事業の廃止・縮小での取り組みも枠を広げてきている。取り組みはその都度拡大している。

今回の日本軍「慰安婦」問題と沖縄の風俗業問題と八尾空港のオスプレイ訓練問題ではこれまでの橋下・維新の会に反対する運動を一举に拡大することが必要でありまたその可能性もある。

確かに、橋下と維新の会はこの間の一連の事態で大阪でも一時の勢いはなくなってきた。府下の水道事業の一元化は否定され、地下鉄の民営化も進まない。しかし、この間の事態では、彼らの勢いを奪うにとどまらず再び立ち上がれないようにすることが求められる。それはまた、最初に述べた行動する保守・維新の会・安倍自民党の保守・反動が連携する日本の政治構造を打ち破る闘いでもある。

同じ構造をかかえる愛知・名古屋そして全国の人びととの連携を求めるゆえんでもある。

しないさせない戦争協力関西ネットワーク事務局

星川洋史